

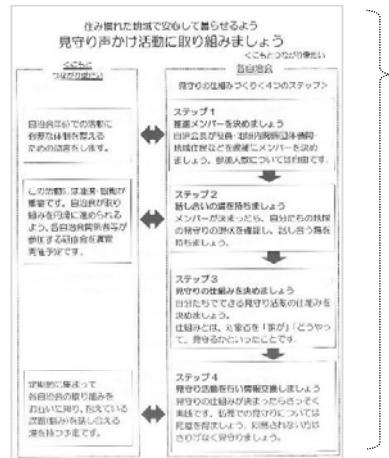
国本地区				
<b>I 協議体の概要</b>				
名 称	くにもとつながり愛たい			
設置年月日	平成31年1月10日		開催頻度	6回／年
構成団体 (◎ : 事務局)				
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会	
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進員会		第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	その他 ( )		
設置方式				
○ 新規設置	既存会議活用 ( )			地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 · 無		
設置までの経緯				
時 期	内 容			
平成29年11月	地域ケア会議 (メンバー: 単位自治会, 地区社協, 民児協, 長寿会, 包括等) → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。			
平成30年 2月	地域ケア会議 (メンバー: 自治会連合会, 民児協, 地区社協, 長寿会, 婦人防火クラブ, 食生活改善推進団体連絡協議会, 包括等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について理解を深め, 協議体立ち上げについて意見交換を行った。			
6月	地域ケア会議 (メンバー: 単位自治会, 民児協, 地区社協, 長寿会, 婦人防火クラブ, 健康づくり推進協議会, 食生活改善推進団体連絡協議会, 包括等) → 第2層協議体に係る勉強会の開催について検討を行った。			
10月	勉強会① (参加者: 地区社協, 民児協, 長寿会, 国本地区づくり振興会福祉部会, 包括) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について理解を深め, 協議体の設置に向けた検討を行った。			
平成31年 1月	勉強会② (参加者: 地区社協, 民児協, 長寿会, 国本地区づくり振興会福祉部会, 福祉協力員, 民生委員, 包括) → 第2層協議体設置について合意形成を図った。			
"	第2層協議体設置			
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)				
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民アンケートの実施検討</li> </ul>			
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「見守り声かけ活動 仕組みづくりマニュアル」の作成</li> <li>マニュアル作成に向けたプロジェクトチームの設置</li> </ul>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2層協議体の周知チラシの作成・回覧</li> </ul>			

## II 取組事例

### 【「見守り声かけ活動仕組みづくりマニュアル」の作成】

内 容： 地域における見守り活動を充実するため、活動の流れや留意点、第2層協議体と自治会の役割分担などについてまとめた「見守り声かけ活動仕組みづくりマニュアル」を協議体に設置したプロジェクトチームで作成中

#### 【マニュアルのイメージ】



協議体と自治会の役割分担について、以下のステップごとに整理を行う。

- ① メンバーの選定
- ② 話し合う場の設定
- ③ 見守りの仕組みづくり
- ④ 活動と情報交換

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 自治会と連携した、地域ぐるみの見守り活動の展開

### 【回覧チラシの作成・配布】



協議体の目的や活動内容（見守り声掛け活動）等を記載した、自治会回覧チラシの作成・配布

## III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 自治会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の地域団体間で情報共有、高齢福祉に係る議論を行う場ができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 見守り活動の具体化に向けた、「見守り声掛け活動仕組みづくりマニュアル」の作成、自治会への説明、協力依頼
- ・ アンケート調査や地域ケア会議との連携による課題の把握を行いながら、支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

五代若松原地区	
<b>I 協議体の概要</b>	
会議名	五代若松原地区地域支えあい会議
設置年月日	平成30年5月18日
構成団体 (◎ : 事務局)	
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター
○ 新規設置	既存会議活用 ( )
設置要綱・会則等の有無	
設置までの経緯	
時期	内容
平成29年5月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、民児協、地区社協、老人クラブ、市社協等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。
平成30年 2月～3月	勉強会①（参加者：民生委員、福祉協力員、単位自治会長、その他有志住民） → 地域支え合いの取組についての講義を通し、地域住民に広く理解促進を図った。 勉強会②（参加者：勉強会①と同様） → 助け合いをテーマとした体験ゲーム、地域課題に関するグループワークを通し、第2層協議体の活動について理解を深めた。 勉強会③（参加者：勉強会①②と同様） → 勉強会の振り返りとともに今後の取組に向けた意見交換を行い、協議体設置に向けて検討を進めていくことについて共通認識を図った。
5月	地域支えあい会議設置（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、その他有志住民） → 第2層協議体の進め方について検討を行い、協議体設置について合意形成
〃	第2層協議体設置
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域団体における活動の情報共有・意見交換</li> <li>勉強会で抽出した課題及び解決策について意見交換</li> <li>地域住民の支え合いに対する意識についてアンケート調査</li> </ul>
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北若松原自治会の支え合い組織「S A T」の取組について周知方法の検討</li> <li>徘徊模擬訓練（平成27年から年1回開催）の活動報告</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支えあい会議」のチラシを作成し、地域住民へ周知</li> </ul>

## II 取組事例

### 【アンケート調査に併せた、地域の支え合いについての周知活動】

#### 経緯 :

- 平成31年2月 「支えあい会議」のチラシ回覧について検討
- チラシ・アンケート案を作成
- 令和元年6月 チラシ配布・アンケート調査方法の検討
- 7~8月 アンケート調査の実施

#### 内容 :

- ・ チラシ…「支えあい会議」の概要について紹介
- ・ アンケート…手伝える内容などについて調査

#### 方法 :

- ・ 回覧板
- ・ 地域のイベント（リサイクルフェア、五若の日）で配布・記入

※ 今後も必要に応じて内容を修正し、周知活動を継続予定

#### 【支えあい会議】チラシ



#### 【地域の支え合いアンケート】

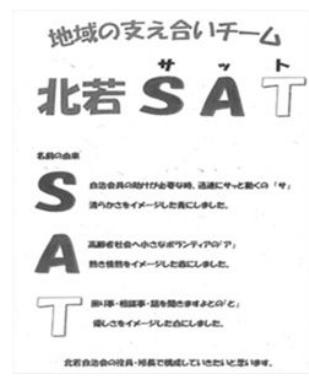
地域の支え合い アンケート				
あなたの年代	10~20代	21~30代	31~40代	41~50代
	51~60代	61~70代	70歳以上	性別
	男	女		
当地域では一昨年度から定期的に「支えあい会議」を開催して、隣近所のコミュニケーションの促進を目指しています。				
皆のように活用いただける環境でなくとも、地域の支えあいは続けていくかも知れません。みなさんが困っている人を見かけたら、どんなことでお手伝いできるか教えてください。				
<input type="checkbox"/> ご出しが必要ですか？お手伝いします 高齢者扶助（扶助）のご近所さん 飲食を少しでもいいはやってあげられる 家庭交際等高いところはやってあげよう				

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

アンケート調査と「支えあい会議」の周知を併せて行ったことにより、支え合い活動に関心を持つてもらうことができ、「支えあい会議」への参加者の増員につながった。

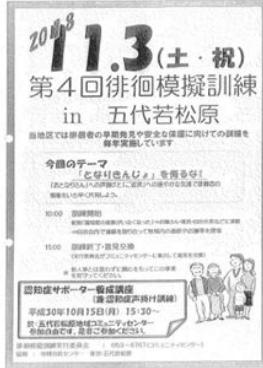
### 【地域情報の共有】

#### 【地域支え合いチーム 北若S A T】



北若松原自治会の役員、班長で構成された、高齢者対象のボランティア活動について周知を行った。

#### 【徘徊模擬訓練】



地域住民から「認知症について勉強したい」との要望があり、包括が提案し、H27年から年1回実施

周知活動や活動報告を行っている。

## III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 各地域団体の活動について意見交換することにより、課題を共有し、解決策について様々な意見を出し合うことができた。
- ・ 周知活動に力を入れることにより、支え合い活動について、広く地域住民への理解や関心を得ることができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 今までに実施した意見交換やアンケート調査の結果から、具体的な支え合い活動について検討していく。
- ・ 地域課題の優先順位を整理し、地域で対応可能なことから取り組む。

桜地区			
<b>I 協議体の概要</b>			
会議名	地域のつながり研究会		
設置年月日	令和元年10月5日	開催頻度	6回／年
構成団体 (◎ : 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> その他 (介護事業所, 婦人防火クラブ, 一般の住民)	
設置方式			
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 (地域のつながり研究会) ※ 地域ビジョン推進委員会の分科会として, 地域におけるつながりや支え合いのシステム構築に向けた基礎づくりを行う会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/> • 無 <input type="checkbox"/>	
設置までの経緯			
時期	内容		
平成30年 7月	地域ケア会議 (メンバー:自治会連合会, 民児協, 地区社協, 地域ビジョン推進委員, 市社協, 包括等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について共通理解を図り, 今後の進め方について検討を行った。		
平成30年 11月	地域のつながり研究会設置 (メンバー:まち協, 民児協, 地区社協, 自治会連合会, 女性の会, 老人クラブ等) 目的:地域におけるつながりや支え合いのシステム構築の基礎づくり等		
平成31年 4月	地域のつながり研究会 → 今後の勉強会等について打合せを行った。		
令和元年 6～8月	勉強会 (参加者:地域のつながり研究会メンバー, 単位自治会長, 民生委員等) → つながり研究会の取組や地域包括ケアシステムについて共通理解を図るとともに, グループワークを通して, 支え合いの取組についての理解を深めた。		
8月	地域のつながり研究会 → 協議体の設置に向けた事務手続きや今後の議論の方向性等について打合せを行った。		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域団体からの情報提供</li> <li>各地域団体から得た情報をもとに, 意見交換を行い, 地域でできることについて議論</li> </ul>		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害全般において地域でできることについて議論</li> <li>近隣の空き家・空き地において実際に困っていることやその解決策などについて議論</li> </ul>		

## II 取組事例

### 【「地域における災害対応について」のグループワークの実施】#

経緯：令和元年12月 台風19号を受けて「地域で何ができるか」について  
令和2年 2月 避難所の確認や支援が必要な人の避難方法等について  
令和2年 8月 災害が起こる前にやれること（つながりづくり）について

対象：地区内の全住民

目的：災害に備える地域活動はどうあるべきか、日常的な自治会等での話し合い等の契機とする。

内容：災害に対してどんな備えをするか、手助けの必要な人をどうするか等について議論

その他：検討結果は、地域ビジョン推進委員会に報告

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

災害時の活動を円滑に進めるためには、平常時の地域ぐるみの取組が重要であることの再認識ができ、地域のつながりを意識した地域活動を検討するきっかけになった。

### 【「地区の空き家・空き地の問題について」のグループワークの実施】#

経緯：令和2年10月 実際に困っていることや課題について  
令和2年11月 市生活安心課から取組や補助金等について説明、課題の整理

対象：桜地域内の空き家（104軒）と困っている近隣住民

目的：地域で安心して暮らせる環境づくり、空き家を活用した地域活動の創出

内容：グループワークを通し、個人、地域、組織でできることについて検討

その他：検討結果は、地域ビジョン推進委員会に報告

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

自治会単位、地域単位での活動を通して、普段から地域コミュニティの強化に努めることが、空き家・空き地問題の解決には重要であるとの共通理解を図ることができた。また、空き家を活用した地域活動の創出を検討するきっかけになった。

## III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の困りごとについて「地域でできること」を検討することにより、支え合い活動の創出に向けた意見交換ができた。

## IV 今後の方向性

各地域団体からの情報提供を通し、地域の困りごとに対して地域でできることについてのグループワークを行い、地域の支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

城山地区				
<b>I 協議体の概要</b>				
名 称	ホットするまち協議体			
設置年月日	平成31年3月19日		開催頻度	12回／年
構成団体 (◎ : 事務局)				
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	◎ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会	
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進員会		第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 ( )		
設置方式				
○ 新規設置	既存会議活用 ( )			地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 • 無		
設置までの経緯				
時 期	内 容			
平成29年 6月 ～11月	地域ケア会議 (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 老人クラブ, 福祉協力員等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体等について共通理解を図った。			
平成30年 3月	地域ビジョン健康福祉部会 (メンバー: 民児協, 単位自治会長, 福祉協力員等) → 第2層協議体について理解を深め, 地域の課題について検討を行った。			
平成30年 9月 ～12月	第2層協議体準備会①～④ (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ビジョン健康福祉部会委員等) → 第2層協議体設置に向けた今後の進め方について検討を行った。			
平成31年 2月	地域ケア会議 (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 老人クラブ, 福祉協力員等) → 外部講師を招いた他地区との合同研修会を通して, 第2層協議体の活動について理解を深めた。			
3月	コムニティ協議会 → 第2層協議体設置について承認された。			
"	協議体設立総会 (メンバー: コムニティ協議会, 民児協, 自治会連合会, 民生委員等協議体運営委員, 地域支え合い推進員等) → 第2層協議体設置要綱の制定, 役員の選出を行った。			
"	第2層協議体設置			
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)				
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや各地域団体間の意見交換, 民生委員, 福祉協力員等からの情報提供</li> <li>地域ビジョンアンケートを活用した課題の把握</li> <li>困りごとの把握を目的としたアンケート調査について検討</li> </ul>			
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者名簿の活用について検討</li> <li>災害時要援護者名簿の更新及び新規登録者への周知について検討</li> <li>災害時の避難方法や避難経路等について意見交換</li> <li>生活支援ボランティアについて意見交換</li> </ul>			

## II 取組事例

### 【災害時要援護者名簿の更新】

内 容：見守りが必要な高齢者に対し、災害時において適切な対応ができる地域づくりを目指し、災害時要援護者名簿登録者の現状の確認及び修正作業を行った。

経 緯：令和元年 6月 災害時要援護者名簿の更新について意見交換

10月 災害時要援護者制度の理解促進について検討

令和2年 2月 ホットするまち協議体全体会（全自治会長、民生委員、福祉協力員が参加）  
において災害時要援護者名簿の更新について合意形成

⇒名簿を配付し、単位自治会ごとに修正作業を開始

6月 修正後の名簿を各単位自治会に配付

方 法：既存の名簿をもとに、民生委員、児童委員、福祉協力員が連携を取りながら、要援護者、支援者双方の現状について確認し、修正を行った。

※ 新たな登録については、見守りや個別訪問などを通して、必要に応じて名簿に追記した。

⇒回覧での周知についても、市障がい福祉課と連携し、検討中

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- 名簿の更新作業を行ったことにより、高齢者の現状を改めて把握できた。
- 単位自治会ごとに要援護者、支援者の情報を共有したことにより、見守り体制の強化に繋がった。

#

## III 協議体を設置して、良かったこと

- 各地域団体が一堂に会することにより、地区全体にまたがる課題の解決策について意見交換することができたほか、地区全体を対象とした支え合い活動の創出に向け、議論することができた。

## IV 今後の方向性

- 高齢者の困りごとや、地域の現状を把握することを目的としたアンケート調査の実施に向け、検討を進めしていく。
- 生活支援ボランティアの創出に向け、意見交換を重ねていく。
- 大きな災害が頻発しており、独居高齢者や災害弱者と呼ばれる障がい者の援助の必要性が見えてきているため、具体的な対応について検討を進めていく。
- 高齢者のみではなく、子供にも目を向けた福祉を検討していく。

## 「城山地区 ホッとするまち協議体」設置要綱

### (名 称)

1. 本会は、「城山地区 ホッとするまち協議体」(以下協議体)と称する。

### (自 的)

2. 協議体は、《支えあい 心豊かに暮らせる 元気なまち》を合言葉に、《高齢者福祉》を中心とした《子どもの見守り・子育て》を含む地域の様々な福祉課題を、家族のみならず、城山地区一丸となって支え合い、協力し合う独自性ある仕組みを構築し、その円滑な運営を推進することを目的とする。

### (組 織)

3. 協議体は、別表1に定める協議体構成団体から選出された運営員、及び別表2に定める地域支え合い推進員をもって構成する。

### (役 員)

4. 協議体に次の役員を置く。なお、役員は運営員に定められたものの中から選出する。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 事務局次長 1名
- 5) 会計 2名
- 6) 監事 2名

### (任 期)

5. 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

なお、欠員が生じた時は、これを補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

### (会 議)

6. 協議体の会議は、運営委員会、全体会とする。

#### 1) 運営委員会

- ① 運営委員会は、運営員をもって構成する。
- ② 運営委員会は、原則として毎月開催する。

#### 2) 全体会

- ① 全体会は運営員、地域支え合い推進員をもって構成する。
- ② 全体会は、原則として年1回の開催とする。但し、別途開催の必要性が生じた時は、この限りではない。

### (附 則)

- ① この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- ② この設置要綱は、平成31年3月19日から施行する。

【別表1】

《協議体構成団体》

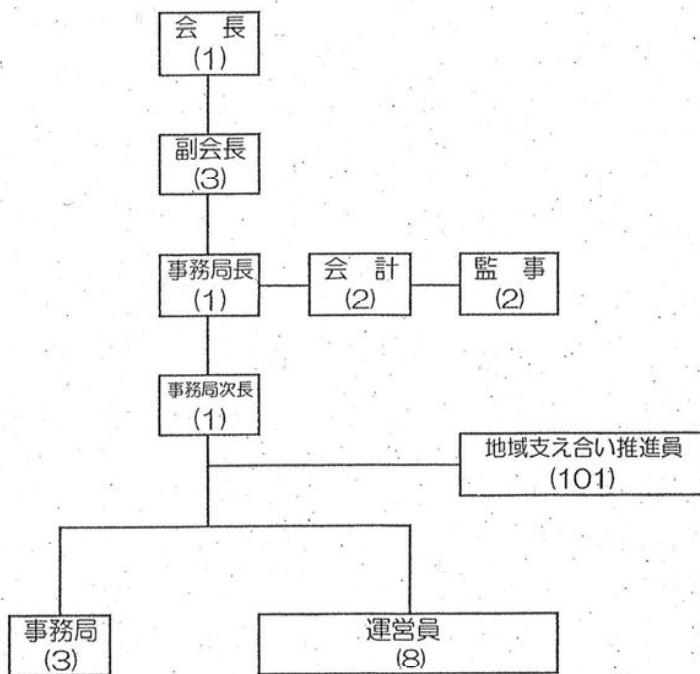
コミュニティ協議会  
連合自治会  
単位自治会  
社会福祉協議会  
民生委員・児童委員協議会  
青少年育成会  
子ども会連合会  
老人クラブ連合会  
地域ビジョン・健康福祉部会  
城山地域包括支援センター  
食生活改善推進員協議会  
健康づくり推進員会  
福祉協力員連絡会  
障がい者団体  
コミュニティ協議会が推薦する団体  
城山地区市民センター

【別表2】

《地域支え合い推進員》

自治会長  
民生委員・児童委員  
福祉協力員  
協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲  
ある地域住民

## 《城山地区 ホッとするまち協議体》 組織図



※( )内 設立時人員

### 《会議》

\*運営委員会  
会長  
副会長  
事務局長  
事務局次長  
会計  
事務局  
運営員

### \*全体会

運営委員会構成員  
監事  
地域支え合い推進員

### 《協議体構成団体》

- ・ コミュニティ協議会
- ・ 連合自治会
- ・ 単位自治会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ 青少年育成会
- ・ 子ども会連合会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ 地域ビジョン・健康福祉部会
- ・ 城山地域包括支援センター
- ・ 食生活改善推進員協議会
- ・ 健康づくり推進員会
- ・ 福祉協力員連絡会
- ・ 障がい者団体
- ・ コミュニティ協議会が推薦する団体
- ・ 城山地区市民センター

### 《地域支え合い推進員》

- ・ 自治会長
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 福祉協力員
- ・ 協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲ある地域住民。



姿川（北部）地区	
I 协議体の概要	
名 称	第2層協議体
設置年月日	平成30年8月24日
構成団体（◎：事務局）	
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター
○ 新規設置	既存会議活用（）
設置要綱・会則等の有無	
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成29年 8月	地域ケア会議：（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、医師会、介護事業所等16団体） → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図った。
平成30年 2月	地域ケア会議 → 認知症の方とその家族に対する地域支援について検討
6月	地域ケア会議 → 第2層協議体設置に向けた検討を行い、地域ケア会議を第2層協議体として位置づけることについて提案された。
8月	関係者会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、健康づくり推進員会等） → 第2層協議体設置（地域ケア会議活用型）について合意形成を図った。
〃	第2層協議体設置
協議体における検討内容	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域団体からの活動報告及び課題について意見交換</li> <li>地域資源マップの作成</li> </ul>
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者を支える地域のネットワーク構築に向けた検討</li> <li>認知症サポーター養成講座の推進について検討</li> <li>支え合いについてのワークショップの実施</li> <li>認知症高齢者の理解と共生についてグループワークの実施</li> <li>認知症カフェ「オレンジカフェとかみ」(包括砥上運営) の活動報告</li> </ul>

## II 取組事例

### 【「認知症高齢者の理解と共生」をテーマとした、地域のネットワークづくりについて検討】

地域の認知症高齢者を見守り、支えることができる地域のネットワーク構築を目的とし、「認知症高齢者の理解と共生」をテーマに、認知症に関する理解促進や、認知症高齢者への支援の方法などについて、話し合いを進めている。

これまでに、認知症に関する研修、グループワークを行うとともに、認知症サポーター養成講座の推進について検討を行った。

経緯：平成30年11月 姿川北部・南部協議体の進め方、今年度の推進目標、協議体構成メンバーなどについて検討

12月 地域資源マップ作製

平成31年 2月 地域資源マップ作製  
近隣助け合い体験（ワークショップ）を通し協議体を学ぶ

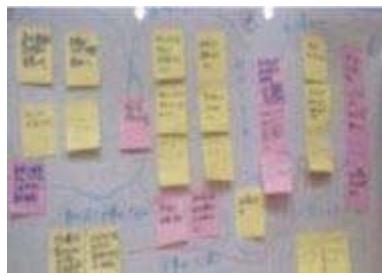
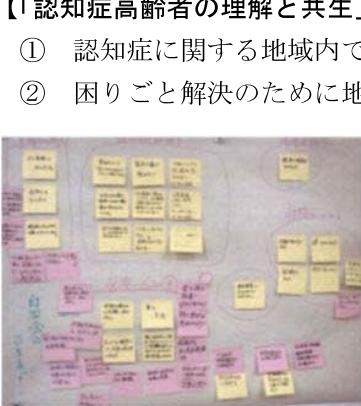
4月 今年度推進目標「認知症高齢者の理解と共生」の確認

令和元年 6月 認知症高齢者発見時の連絡網、ネットワークについて検討

8月 研修「認知症高齢者の理解と共生」講師：齋藤 和考氏（(株)照和）

11月 認知症高齢者の搜索模擬訓練の実施とオレンジカフェについて検討  
⇒ 認知症サポーター養成講座の推進を検討

令和2年 2月 認知症サポーター養成講座推進に向けた意見交換



認知症に関する困りごと（地域で困っている人、事例など）についてKJ法を用いて整理し、その上で「地域でできることは何か」をテーマに意見交換を行った。

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

認知症に関する地域の困りごとや解決のために地域内で必要な取組・役割について、検討することができた。

#

## III 協議体を設置して、良かったこと

勉強会やグループワークを通して、地域の認知症高齢者に対する理解を深めるとともに、地域課題や取組の方向性を共有することができた。

## IV 今後の方向性

認知症高齢者を支える地域のネットワークの構築に向けて、以下の視点から取組を検討・実施していく。

- ・ 地域住民（特に若年層）に対する周知啓発
- ・ 教育機関との連携
- ・ 認知症サポーター養成講座の小単位（自治会等）での実施

姿川（南部）地区	
I 协議体の概要	
名 称	第2層協議体
設置年月日	平成30年8月31日
構成団体（◎：事務局）	
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター
○ 民生委員児童委員協議会	
○ 地区社会福祉協議会	
○ 健康づくり推進員会	
○ 第2層生活支援コーディネーター	
○ その他（郵便局、医療法人）	
設置方式	
新規設置	既存会議活用（）
○ 地域ケア会議活用	
設置要綱・会則等の有無	
有・無	
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成29年11月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、福祉協力員、警察署、介護事業所等） → 地域課題の抽出についてグループワークを行った。
平成30年 2月	地域ケア会議 → 地域課題の抽出結果から、今後の取組について検討 「向こう三軒両隣」の関係づくりが必要との共通認識が図られた。
8月	地域ケア会議 → ① 一人暮らし高齢者について事例検討、姿川南部地域の地域資源等の整理 ② 第2層協議体設置について検討、今後協議体として地域資源や課題の掘り下げを行っていくことについて共通理解が図られた。
〃	第2層協議体設置
協議体における検討内容	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域マップ」の作成</li> <li>地域の取組についてグループワークを実施し課題抽出</li> </ul>
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する受け入れる側の知識・スキルアップの観点から「見守り訓練」の実施検討</li> <li>支え合いについてのワークショップを実施</li> </ul>

## II 取組事例

### 【地域資源の見える化、課題の抽出】

「地域の見える化」を目的とし、地域資源を地図に表記した「地域マップ」を作成した。#  
「地域マップ」をもとに地域の「強み」「弱み」について把握するとともに、必要な地域資源について意見交換を行った。

#### 【課題の抽出結果】



姿川南部地区を3ブロックに分け、地域に点在している様々な資源（公共施設、店舗、ボランティア等）や、高齢者世帯、一人暮らし世帯を地図上に見える化した上で、地域の特徴を分析し、課題の検討を行った。

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域の特徴を把握することができ、「通いの場」や「買い物支援」など、具体的な課題の抽出を行うことができた。
- ・ 今後必要と思われる地域資源やサービスについて、具体的に検討し、整理することができた。

### 【認知症高齢者に対する事例検討】#

地域で実際にあった事例を用いて、認知症高齢者に対し地域でできる支援について事例検討を行った。

内 容：認知症高齢者に対する支援について、KJ法を用いたグループワークを実施した。

- ① 地域でどのようなことができるか・・・訪問、声掛け、地域の連携、地域での情報共有等
- ② 地域でどう支えるか・・・買い物支援、介護保険や高齢者サービスを勧める等

⇒ 介護保険サービスでは対応できない対象者を支えるため、多職種連携や地域のネットワークを構築していくことが必要である。ネットワークを活用し、地域資源や仕組み作りに取組むことにより、通いの場、買い物支援、防災防犯へ発展させていきたい。

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

認知症高齢者に対する支援のグループワークを行い、地域住民が協力して支える仕組作りの必要性を学ぶことができた。

## III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ グループワークを通じ、地域に必要とされる取組について、具体的に検討することができた。
- ・ 認知症に対する理解を深めることができ、地域住民の共通認識を図ることができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 協議体の公民館、サロン単位での周知活動を実施していく。
- ・ 地域が主体となり、地域包括ケアシステムの取組を進めていくための、「ネットワーク強化」を図っていく。

雀宮地区	
I 协議体の概要	
名 称	雀宮地区第2層協議体委員会
設置年月日	令和元年10月1日
構成団体 (◎ : 事務局)	
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター
設置方式	
新規設置	○ 既存会議活用 (まちづくり推進協議会福祉部会)
設置要綱・会則等の有無	
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成29年 ～令和元年	地域ケア会議 (メンバー：単位自治会長、民生委員、福祉協力員等) → 地域課題についてのグループワークを実施するとともに、地域包括ケアシステム及び第2層協議体等について共通理解を図った。
令和 元年 5月	まちづくり推進協議会に「福祉部会」を設置
8月	第2層協議体準備会 (メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、単位自治会ブロック長、老人クラブ、婦人会等) → 第2層協議体設置に向けた進め方について意見交換を行った。 ⇒ 「福祉部会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成
9月	自治会長全体会議やまちづくり推進協議会役員会で第2層協議体設置について説明 (協議体の立ち上げとメンバーや協議体の役割等について)
10月	第2層協議体設置
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域団体からの情報提供</li> <li>地区内の主な困りごとについて情報共有</li> <li>各地域団体から得た情報をもとに、意見交換を行うことにより、地域の課題を整理</li> </ul>
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援制度の活用</li> <li>安心・安全情報キットの再配付について検討</li> <li>NPO法人雀宮まちづくりプロジェクトで開設しようとしている福祉カフェや子ども食堂の利活用について検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急告知機能付き防災ラジオの普及促進</li> <li>生活支援コーディネーターの役割について意見交換</li> </ul>

## II 取組事例

### 【防災ラジオの共同購入】

内 容：宇都宮市防災ラジオの制度について周知を行い、自身では購入（手続き）が困難な方のために、申請や購入の手続きを代行する仕組みづくりを行った。

【宇都宮市防災ラジオ】



経 緯：令和元年11月 防災ラジオのPR・普及方法について検討  
令和2年 2月 防災ラジオの共同購入について検討  
⇒ 単位自治会ごとに購入希望の取りまとめを行い、地区全体でまとめて申請  
⇒ 代表者が代理購入し、配付

対 象：地区内の高齢者

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- 制度を知らない方や、自身では手続きが困難な方にも購入してもらうことができた。
- 防災ラジオの周知により、防災についての啓発を行うことができた。

### 【安心・安全キットの再配付について検討】#

経 緯：令和 元年11月 キットの見直しの必要性について検討  
令和 2年 7月 安心・安全キットの再配付の方法について検討  
9月 再配付の対象者を地区内の災害時要援護者とすることを決定

対 象：地区内の災害時要援護者 205名（順次拡大していく予定）

内 容：キットを再配付するとともに、記載方法等について説明を行い、既に保有している方についても、新しい情報に更新してもらう。

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付することにより、利用者の拡大を図ることができる。また、情報の更新を行うことにより、緊急時の適切な対応や、支援・見守りを必要とする方の把握につながる。

## III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の困りごとや地域資源を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

## IV 今後の方向性

- 安心・安全キットの再配付を実施する。
- 各地域団体からの情報提供を通し、地域の困りごとや課題を把握し、地域の支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

## 雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体(以下「第2層協議体」という)を設置するために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 第2層協議体は、日常生活圏域を実施地域とし、各日常生活圏域における定期的な地域課題等の情報共有及び連携強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、実施要領の定めるところによる。

### (協議事項)

第4条 第2層協議体には、第2層の生活支援コーディネーターを中心として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握に関すること。
- (3) 地域資源の開発に関すること。
- (4) 地域関係者間での情報共有やネットワーク構築に関すること。
- (5) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (6) その他生活支援体制の充実・強化に関すること。

### (会議)

第5条 第2層協議体は、第2層の生活支援コーディネーター、自治会連合会、まちづくり推進協議会、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域包括支援センター、老人クラブ、婦人会、地域内に活動拠点のある社会福祉法人、地域内に活動拠点のある介護保険サービス事業者、地域内に活動拠点のある生活支援・N P O・民間企業等の介護予防サービス等の提供事業者、商店街等の地域内の関係団体、シルバー人材センター、地域住民、その他必要と認める者に意見を聞くことができる。

### (秘密保持)

第6条 第2層協議体の会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第2層協議体の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

## 雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市の支援を得ながら、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体（以下「第2層協議体」という）が中心となって、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、介護サービス事業所、社会福祉法人、民間企業、ボランティア、NPO法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とし、生活支援体制整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、第2層協議体とする。ただし、事業の一部について、適切な事業運営が確保できると第2層協議体が認める者に委託することができるものとする。

### (定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を行う者をいう。
- (2) 協議体 生活支援等サービスの体制整備に向けて、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化のために設置する協議体のことをいう。
- (3) 第2層日常生活圏域（雀宮地区自治会連合会区域）を実施区域とすること。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第2層生活支援コーディネーターの配置
- (2) 第2層協議体の設置  
(生活支援コーディネーターの業務)

第5条 生活支援コーディネーターは、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資源発掘及び開発（地域の既存の社会資源の発掘及び充実、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保をいう。）
- (2) ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりをいう。）
- (3) ニーズと取組みのマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングをいう。）

(生活支援コーディネーターの資格要件)

第6条 生活支援コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は団体であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者
- (2) コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有する者
- (3) 県や市等が実施する研修を修了した者

(協議体の役割)

第7条 協議体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完を行うこと。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進(実態調査の実施や地域資源マップの作成をいう。)を行うこと。
- (3) 企画、立案及び方針策定(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画を含む。)を行うこと。
- (4) 地域づくりにおける意識の統一を図ること。
- (5) 情報交換、働きかけを行うこと。
- (6) その他生活支援等サービスの体制整備に関して、協論体が必要と求める事項についての検討、協議及び調整を行うこと。

(協議体の構成)

第8条 協議体は、雀宮地区自治会連合会、雀宮地区まちづくり推進協議会、地域包括支援センター、雀宮地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、地域の関係者等で構成し、地域の実情に応じて適宜参画者を募ることとする。

(秘密保持)

第9条 生活支援コーディネーター及び協議体構成員は、会議等において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。



宝木地区	
I 协議体の概要	
会議名	支え合い会議
設置年月日	平成31年4月29日
構成団体 (◎ : 事務局)	
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター
○ 新規設置	既存会議活用 ( )
設置要綱・会則等の有無	
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成29年 ～30年	地域ケア会議（メンバー：単位自治会長、民児協会長、民生委員、包括等） → 地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組について共通理解を図るとともに、地域の課題について検討を行った。
平成30年9月	各単位自治会に、自治会長を長とした「ふれあい福祉の会」を設立 活動内容：一人暮らし高齢者等の把握と見守り、生活支援活動
平成31年3月	支え合い会議設立準備会 (メンバー：地区社協、自治会連合会、ふれあい福祉の会、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ等、第2層協議体構成団体) → 第2層協議体設置に向け、メンバー構成や協議する内容、地域住民の役割等について検討を行った。
4月	第2層協議体設置
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい福祉の会や各参加団体からの情報提供</li> <li>・ 各地域団体から得た情報をもとに、意見交換を行うことにより、地域の課題を把握</li> </ul>
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り活動の継続実施</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスB（住民主体型サービス）について意見交換</li> <li>・ ふれあい・いきいきサロンの充実に向けた議論</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宝木支え合い通信」の発行</li> </ul>

## II 取組事例

### 【地域における見守り体制の整備】#

ふれあい福祉の会（単位自治会）で実施している見守り活動について、活動状況や課題などについて、支え合い会議で共有し、地域ぐるみの見守りを行う体制としている。

#### 【見守り活動の内容】

65歳以上の見守りが必要な高齢者について、生活状況などから、以下のランクに振り分けて、自治会が中心となり、見守り活動を推進している。

① 一人暮らしの高齢者の把握

② 対象者の見守りランク付け

A : 心配ない、B : やや心配、  
C : 心配・見守り強化、D : 行政対応

④ ランク別の見守り等の対応

B・C対象者の担当指名等による積極的見守り活動の実施

#### 宝木地区支え合い会議定期報告連絡事項（月日）

報告提出者

見守り対象者の把握状況（自治会のみで）						
項目	65歳以上の一人暮らし高齢者					
把握件数	対象人	A 心配ない	B やや心配	C 心配	D 行政対応	その他
前回把握						
今週把握（増減）						
今月累計						

注：認知症高齢者である対象者は、居住区の医師の監修に済むなく、把握として委託される必要な情報をうつす。生年月日とともに、把握状況に記載の文言・年齢は「おおむね」で記入して下さい。

#### 2. 会議当日報告・発表すること（全ての地域団体が実施します）

- (1) 上記による見守り対象者の把握状況（報告会のみ）
- (2) 見守り活動で活動したこと、対象者としてやむの長芋りの参考となるような事例
- (3) その他、意見交換等の活動実績
- (4) あなたの街やアーバンパークでの事業で活動したこと、開催日付や活動場所、地域団体に対する情報など

注：この報告書は、その資料の領収を有することと、活動開催のため、健康づくり活動費を活用、運動などによる組織づくりなどその実績ならでは考え方で活用作りに参考になることでしょう。

ふれあい福祉の会（単位自治会）の見守り状況をまとめた様式を活用し、情報を集約・共有している。

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

高齢者の生活状況等に応じた見守りの優先度や、ランクに応じた具体的な見守り方法などを整理し、地域内で方針を共有することにより、地域ぐるみの見守り体制を構築できた。

### 【「宝木支え合い通信」の発行】#

#### 内 容 :

支え合い会議の結果（地区全体の見守り対象者数や活動事例等）をまとめ、会議構成員をはじめ、各自治会員等に配布することにより、「地域情報」を共有している。

#### 【宝木支え合い通信】

発 行 : No. 1 令和元年 9月

No. 2 令和元年 12月

No. 3 令和2年 3月

No. 4 令和2年 9月

No. 5 令和2年 12月

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

会議結果の情報共有を行うことで、メンバーの更なる共通理解に繋がった。

## III 協議体を設置して、良かったこと

ふれあい福祉の会や各参加団体間での情報共有を図ることにより、既存の取組内容が精査されるとともに、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための新規の取組に向けた意見交換ができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 見守り活動による、老々世帯、認知症在宅世帯、災害時要援護者の継続的把握、要生活支援者の早期発見と必要な支援の実施
- ・ 自治会のいきいきサロンなど、居場所づくりの構築による更なる介護予防活動の推進

## 宝木地区支え合い会議会則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、宝木地区支え合い会議と称し、事務所を宝木地域コミュニティセンターにおく。

### (目的)

第2条 本会は、厚労省及び宇都宮市が提唱する住民主体の地域包括ケアシステム(以下「ケアシステム」という。)を施行するに当たり、第2層協議体として組織してその業務を行い、もって、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するなど“誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける”ことができる地域を醸成することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、前条に定めるケアシステム第2層協議体として次の各号の役職にある者をもって組織する。

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| (1) 宝木地区社会福祉協議会正副会長  | (8) 宝木地区老人クラブ連合会正副会長             |
| (2) 宝木地区自治会連合会会长     | (9) 生活支援ボランティア代表                 |
| (3) 宝木地区内11自治会正副会長   | (10) 北市民活動センター所長                 |
| (4) 自治会ふれあい福祉の会会长    | (11) 細谷・宝木地域包括支援センター代表           |
| (5) 宝木地区民生委員協議会正副会長  | (12) 市社会福祉協議会西部ブロック担当            |
| (6) 宝木地区社会福祉協議会執行部役員 | (13) その他本会の目的・事業に携わる関係機関・団体及び個人等 |
| (7) 宝木地区福祉協力員連絡会正副会長 |                                  |

2 前項各号の役職にある者を理事とし、うち1号及び4号の役職にある者を常任理事とする。

### (本会の業務)

第4条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステム第2層協議体として、地域住民が主体的に活動できる「介護予防」、「生活支援」と、これにつなげる「見守り」活動を効果的に推進するため、定期的に会合をもち次の各号に定める業務を推進する。

- (1) 地域住民が主体となって高齢者の生活を支える資源開発即ち地域における支え合い体制づくりを行う。
- (2) 地区内における高齢者の生活支援のニーズを把握する。
- (3) 地区内の高齢者に関する課題の把握とその情報を共有する。
- (4) 上記課題解決のため、協議・連携しその方策を検討し執行する。
- (5) その他必要に応じた事業を行う。

### (本会活動の中核的組織)

第5条 本会の活動は、第2条に定める目的を遂行するための資源として開発された地区内自治会が組織する「ふれあい福祉の会」が中核となって推進する。

2 ふれあい福祉の会が行う具体的な活動は次の各号に定める事項とする。

- (1) 介護予防：生活機能の低下予防につながるような外出や交流しやすい環境整備と身近な地域での健康づくり・生きがいづくり活動
- (2) 生活支援：安否確認を兼て行う清潔の保持につながる簡単な生活支援及び地域の支え合い体制の構築・整備と生活上のニーズに応じたサービスの提供と支援
- (3) 見守り：地域住民相互が日常でのさりげないあいさつ・声掛けや目配り及び訪問等により、高齢者等が安全・安心な生活を確保する環境の醸成

3 前項のうち介護予防・生活支援活動については、地域包括支援センターと緊密な連携を図り遺漏なきを期するものとする。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (3) 常任理事 若干名

(2) 副会長 若干名 (4) 書記 2名

2 役員は、宝木地区社会福祉協議会の役員をもって充て、任期はその役職の任期とする。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を執行及び統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任理事は、重要案件を審議する。

4 書記は、会務の事務処理にあたる。

(会議)

第 8 条 本会の会議は、理事会(以下、「協議体」と呼称する。)、常任理事会及び役員会とする。

(協議体)

第 9 条 協議体は、会長が招集する。協議体は、概ね4半期に1度とするが、会長が必要と認めるときは隨時開催することができる。

2 協議体は、第4条(本会の事業)及び第5条に定める活動を進めるため、次の事項を話し合うものとする。

(1) 協議体構成団体等(以下「活動主体」という)のケアのコーディネート

(2) 活動主体の活動から見えてきた地域の課題、地域情報を共有し、今後の方向性を検討する  
地域情報とは・地域のちょっといい話・かかわりの成功例・気になることをいう。

(3) 地域の困り

ごとについて情報を共有し、協議体として取り組むことは何かを求めて実施する。

(4) 支え合い交流の仕組みづくりと社会参加を促すための資源収集と開発

ア 地域ニーズの把握と既存資源(ケアに必要な有形・無形の資源)の見える化に関するこ

イ 資源とは、サービスの担い手、地域に不足するサービスの拠出などケアに必要な事柄

(5) 要支援者の支援体制の確立(ボランティアの確保と支援活動)

(6) 健康づくり、交流活動、高齢者社会参加活動等自立支援活動の取り組み

(常任理事会)

第 10 条 常任理事会は、毎月開催しふれあい福祉の会の活動に関する意見交換、課題の見い出し検討及び協議体に付議する事項を話し合うものとする。

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成し、会長が招集し議長となり、次の事項を話し合うものとする。

(1) 本会の運営に関する事項

(2) 協議体に付議する事項

(3) 協議体から付託された事項

(4) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会の結果は、常任理事会及び協議体に通知するものとする。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、宝木地区社会福祉協議会の予算とする。

付則 1 この会則は、平成 31 年 4 月 29 日 制定し、同日施行する。

